

◎ 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 市町村 処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
	特別徴収 義務者 指定番号
担当者	係 氏名
電話	

四 万 十 町 長 様  令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収 義務者 指定番号
		名称 代表者名	担当者
		個人番号 又は法人番号	電話

給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月 徴収済額	(ウ) 未徴収済額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未徴収税額の徴 収	1月1日から 退 職 時 ま での 給 与 支 払 額
受給者番号	フリガナ 氏名	個人番号	千 円	月分から 月分まで 千 円	千 円	. .	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 6.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 <b>下記にも必ず記入してください</b>	円  控除社会 保険料額 円
1月1日 現在の住所									
異動後の 住所									

### 1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (転勤先等)	指定番号	
	フリガナ	
	名称	
	法人番号	
	所在地等	〒
	電話番号	
月額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済です。		

### 2. 一括徴収の場合

徴収予定日	徴収予定額	徴収予定合計額 (ウ)と同額
	円	円
◎徴収税額は _____ 月分で納入します ( _____ 月 _____ 日納期分 )		
異動者 署名		

### 3. 普通徴収の場合

いずれかに○を付けてください

- 異動が12月31日までで一括徴収の希望がないため
- 退職後、支払われる給与・退職手当から未徴収税額を一括徴収できない
- 死亡による退職のため

死亡退職の場合は相続人代表者、国外転出の場合は納税管理人がお分かりの場合は記入してください	住所
	氏名
	続柄

1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収してください。(ただし、死亡退職の場合、転勤先で特別徴収を継続する場合、未徴収税額が給与より多い場合を除きます。)